

議案第 4 8 号

専決処分の承認について《令和 5 年度京丹後市国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）》

令和 5 年度京丹後市国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 1 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

令和5年度

国民健康保険直営診療所事業
特別会計補正予算書
(第3号)

京都府京丹後市

専決第 6 号

専決処分書

令和 5 年度京丹後市国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

京丹後市長 中 山 泰

令和 5 年度京丹後市国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度京丹後市国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 4 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 8, 7 2 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 2 9 日専決

京丹後市長 中 山 泰

歳入

- 4 -

(単位：千円)

[illegible]

歲出

款		項	
1 総務費			
	1 施設管理費		
	2 研究研修費		
2 医業費			
	1 医業費		
3 公債費			
	1 公債費		
4 予備費			
	1 予備費		
歳出		合計	

(単位：千円)

[illegible]

1 総括
歳入

- 8 -

(単位：千円)

[illegible]

歲出

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		診療収入	41,960	△672	41,288
	1	外来収入	41,947	△672	41,275
	1	間人診療所診療収入	39,066	△672	38,394

4		府支出金	65	150	215
	2	府補助金	65	150	215
	1	総務費府補助金	65	150	215

7		諸収入	4,720	277	4,997
	2	雑入	4,719	277	4,996
	2	間人診療所雑入	3,712	277	3,989

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 社会保険診療報酬 収入	△672	社会保険診療報酬収入 △672

3 医療機関等物価高 騰対策事業交付金	150	医療機関等物価高騰対策事業交付金 150

1 間人診療所雑入	277	予防接種等委託料 277

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	132,741	△2,866	129,875	150			△3,016
	1	施設管理費	132,413	△2,700	129,713	150			△2,850
		1 大宮・五十河診療所管理費	9,691	△700	8,991				△700
		2 間人診療所管理費	59,945	△1,100	58,845	50			△1,150
			府支出金 医療機関等物価高騰対策事業交付金			50 50			
		3 宇川診療所管理費	52,926	△200	52,726				△200
		4 野間診療所管理費	5,038	△320	4,718	50			△370
			府支出金 医療機関等物価高騰対策事業交付金			50 50			
		5 佐濃診療所管理費	4,813	△380	4,433	50			△430
			府支出金 医療機関等物価高騰対策事業交付金			50 50			
	2	研究研修費	328	△166	162				△166
		2 間人診療所研修費	328	△166	162				△166

2		医業費	27,348	△3,205	24,143			277	△3,482
	1	医業費	27,348	△3,205	24,143			277	△3,482
		2 間人診療所医業費	24,710	△2,263	22,447			277	△2,540
			諸収入 予防接種等委託料					277 277	
		4 野間診療所医業費	1,350	△592	758				△592

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	△700	一般管理経費 △700
3 職 員 手 当 等	△1,000	職員人件費 △1,100
4 共 済 費	△100	
10 需 用 費	△200	一般管理経費 △200
12 委 託 料	△320	一般管理経費 △320
10 需 用 費	△265	一般管理経費 △380
12 委 託 料	△115	
8 旅 費	△166	研修費 △166

10 需 用 費	△1,574	医療用機械器具費 △763
12 委 託 料	△200	医療用消耗機材費 △300
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△489	医薬品衛生材料費 △1,000
		検査費 △200
10 需 用 費	△592	医薬品衛生材料費 △592

003 国民健康保険直営診療所事業特別会計

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	
		5 佐濃診療所 医業費	1,288	△350	938				△350

3		公債費	42,247	△100	42,147				△100
	1	公債費	42,247	△100	42,147				△100
	2	利子	455	△100	355				△100

4		予備費	36,630	5,926	42,556				5,926
	1	予備費	36,630	5,926	42,556				5,926
	1	予備費	36,630	5,926	42,556				5,926

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	△350	医薬品衛生材料費 △350

22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	△100	一時借入金利子 △100

		予備費 5,926

令和5年度 京丹後市国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第3号）説明資料

【主な収入内訳】

(補正後予算額)

1	診療収入	▲672 千円	(41,288千円)
	外来収入	▲672 千円	(41,275千円)
	・ 実績見込により減額		
4	府支出金	150 千円	(215千円)
	府補助金	150 千円	(215千円)
	・ 医療機関等物価高騰対策事業交付金の追加		
7	諸収入	277 千円	(4,997千円)
	雑入	277 千円	(4,996千円)
	・ 予防接種等委託料を実績見込により増額		

補正額合計 ▲245 千円 (238,721千円)

【主な支出内訳】

(補正後予算額)

1	総務費	▲2,866 千円	(129,875千円)
	施設管理費	▲2,700 千円	(129,713千円)
	大宮・五十河診療所	▲700 千円	(8,991千円)
	間人診療所	▲1,100 千円	(58,845千円)
	宇川診療所	▲200 千円	(52,726千円)
	野間診療所	▲320 千円	(4,718千円)
	佐濃診療所	▲380 千円	(4,433千円)
	・ 執行見込みによる減額		
	研究研修費	▲166 千円	(162千円)
	間人診療所	▲166 千円	(162千円)
	・ 執行見込みによる減額		
2	医業費	▲3,205 千円	(24,143千円)
	医業費	▲3,205 千円	(24,143千円)
	間人診療所	▲2,263 千円	(22,447千円)
	野間診療所	▲592 千円	(758千円)
	佐濃診療所	▲350 千円	(938千円)
	・ 執行見込みによる減額		
3	公債費	▲100 千円	(42,147千円)
	公債費	▲100 千円	(42,147千円)
	・ 一時借入金利子の減額		

4 予備費 5,926 千円 (42,556千円)

補正額合計 ▲245 千円 (238,721千円)